

独立行政法人改革等に関する分科会第3WG  
第6回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「独立行政法人改革等に関する分科会第3WG」を開催いたしたいと思えます。

皆様方には、御多用中のところを御出席頂きまして、ありがとうございます。

前回まで5回にわたってヒアリングを行ったわけですが、当初予定しておりました対象法人のヒアリングは一通り終えましたので、これまでの議論を踏まえまして、再ヒアリングの対象法人を決定する必要があるかと思えます。そこで、事務局から御説明をお願い致します。

○事務局 それでは、お配りしております資料の確認が遅れておりましたけれども、資料1が「第3WGの再ヒアリング対象法人等（案）」でございます。

資料2と致しまして、消費者庁の資料、資料3と致しまして、国土交通省の資料、参考資料と致しまして、会計検査院の「平成24年度決算検査報告の概要」をお付けしているところでございます。

資料1をご覧頂ければと思えます。御議論を頂きました論点におきまして、主務省と当ワーキング・グループとの間に認識の隔たりがまだ相当あるものや、前回の議論では必ずしも十分に意見聴取できなかったものなどを中心に、再ヒアリングの対象法人を現時点において資料1のとおりにはどうかと考えております。この点につきまして、御審議をお願い致します。

○座長 お手元の資料1。

○事務局 失礼致しました。資料1でございますけれども、その候補でございますが、消費者庁が国民生活センター、農林水産省が農林漁業信用基金、国土交通省が、自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所、自動車事故対策機構、自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定、航海訓練所、海技教育機構、奄美群島振興開発基金。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

この数え方は、特別会計と勘定のもを入れるかどうかによって変わりますが、この消費者庁、農林水産省、国土交通省で資料1に掲げた案でよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○座長 では、これで御了解頂いたということになります。

なお、この後いろいろ諸事情の変更にあった場合には、修正もあり得るということで臨みたいと思っております。

それでは、これからこの法人のヒアリングに入りたいと思えます。

資料の確認はもう既に終わっていますね。よろしいですね。

それでは、本日は、先ほど審議頂きまして決定致しました対象法人のうち、まず消費者庁所管の1法人、国民生活センター、国土交通省所管の3法人、農林水産省所管の1法人からヒアリングを行いたいと思えます。

ただいまから、国民生活センターに対しますヒアリングを行いますので、しばらくお待ち

ち頂きたいと思います。

(消費者庁、国民生活センター 入室)

○座長 それでは、これからヒアリングを行います。本日は御多用中のところ、消費者庁、国民生活センターの皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

2回目のヒアリングということになります。進め方といたしましては、冒頭に5分以内で主務省、消費者庁から御説明を頂きまして、その後、15分程度質疑応答を行うということになっております。前回、とりわけ議論としてまだ未検討といいたしでしょうか、そちらの消費者庁、あるいは独立行政法人から明確な御回答がなかった点、あるいは我々が御質問申し上げた点等につきまして、お手元の資料等に基づきまして、簡潔に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○消費者庁 消費者庁でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、御説明致します。

1 ページ、目次でございます。国民生活センターに関しまして、その組織の在り方、相模原事務所の研修施設の活用について、検討結果を説明致します。

2 ページ、国民生活センターの組織の在り方についての経緯でございますが、前政権におきまして、平成22年の行政刷新会議から検討が始まりまして、平成24年1月の閣議決定で本法人の機能を国に移管するとされまして、独立性を法的に担保した特別の機関として消費者庁に移行先とするとされたところでございます。現政権になりまして、森大臣のもとで有識者との意見交換を行いまして、再検討を進めて参りました。先般、6回目を開催いたしまして、そこでの森大臣の判断を踏まえて、今回御説明させて頂きます。

3 ページをお開き頂きますと、これはいろいろところで消費者庁、森大臣が御説明していることではございますが、消費者行政の位置づけでございます。消費生活における安心・安全を確保するというところで、個人消費の拡大が図られ、消費が増え、投資を誘発するという好循環につながる。すなわち成長戦略の推進のためにも、消費者行政の重要性が高まっていると考えております。国民生活センターは、消費者行政の推進に不可欠な存在と前回御説明したところでございます。

4 ページでございますが、近年、高齢化、一層進んでおります。被害も増えております。国際化の進展、オリンピックの開催も決まっております。このような経済社会の変化に加えまして、重要な消費者法制の整備が進んでおります。それぞれに対応いたしまして、国民生活センターの機能を維持するだけではなく、充実をすることにより、機動的に行政サービスを提供する必要性が増大しているところでございます。

5 ページでございますが、前回、独法改革全体の方向性を踏まえてということで申し上げました。私どもにとっては、とりわけ重要でございます。独法改革の方向性につきましては、独法制度を維持し、行政本体が企画立案部門を、独法が実施部門を担うという独法本来の趣旨に立ち返り、自主性を発揮しながら、その特性に応じて、機動的、弾力的な業務運営を行うという方針と理解しているところでございます。

以上を踏まえまして、組織の見直しについては、中期目標管理法人、単年度管理法人、それから「特別の機関」と、この3つを選択肢として検討したところでございます。

国民生活センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能の維持・充実を図るということを前提に、三者を比較検討してきたところでございますが、成長戦略推進における消費者行政の重要性、経済社会の変化に伴い、新たな課題に、機動的に行政サービスを提供していく重要性が増大していく中で、国民生活センターが機動的に対応する。機動性の必要性が高まっていることを踏まえまして、組織の独立性、柔軟性の確保の点が非常に重要となっています。この点を重視しまして、今般の独法改革の趣旨を踏まえまして、国への移行、単年度管理法人に比べまして、中期目標管理法人が優れている。独立性や柔軟性、機動性の確保の点において優位性が認められると判断し、大臣としては独立行政法人「中期目標管理法人」に移行することが適当との判断に至ったところでございます。

では、資料10ページにお戻り頂きまして、地方との連携、前回御議論がございました、御指摘があった点でございまして、まず消費者問題は、極めて広域性が高く、高度な知見、ノウハウが必要だということを前回申し上げました。国民生活センターは、地方消費者行政の推進にとって不可欠な存在でございまして、現場は地方でございまして、共通の課題に関する情報交換・検討など、あらゆる機会を捉えて連携をしているところでございます。

11ページにございますように、一方、国民生活センターだけではなく、消費者庁としても、地方の自立を促すという取り組みを行っているところでございます。平成21年度、消費者庁発足以来、「地方消費者行政活性化基金」を通じて支援してまいりましたが、市町村を中心に地方の相談体制はまだまだ不十分でございまして、専門の相談員を配置していない自治体も4割を超えているというところでございます。そこで、この活性化基金により、相談体制の整備について、財政支援を行うと同時に、基金の活用期間を定めるなど、自主財源化の意向も促しているところでございます。現状は十分ではないのですが、自主財源化を促す、これを同時に進めているところでございまして、併せて先進事例を挙げながら、これを紹介しながら、指針の作成、モデル事業の実施、情報交換の場の開催などによって、地方の自立化を進めているところでございます。

最後に、15ページ以下でございまして、関連して、相模原研修施設について御説明申し上げます。

15ページの経緯でございまして、この施設は、平成22年の閣議決定で施設の廃止が決定されまして、現在、外部施設を利用して研修を実施しているところでございます。

16ページに、この外部施設利用の費用対効果について整理しているところでございます。これは内部の施設、相模原研修施設を使った場合との比較でございまして、費用面では、運営費交付金が年間627万円の増、受講者の自己負担も含めて1,300万円の負担増となる一方、実務的研修が実施できないということから、研修効果は十分ではないということでございます。

17ページにございますように、一方、研修施設廃止以降の消費者教育推進法の成立、消費者安全調査委員会の発足等、研修施設の利用の需要が高まってきている。高齢者のトラブルの増加というところもございます。

18ページをご覧頂ければと思います。5つの項目を挙げておりますが、それぞれ、この施設に対する需要がありますので、研修施設の高い稼働率が見込まれるところがございます。

以上のことから、19ページにございますように、多様な担い手に対する消費者教育及び消費者行政の研修施設として、できるだけ速やかに利用を再開したい。外部の貸し出しも含め、最大限に活用することが国民生活センターの効率化にも資するというところでございまして、私どもとしては、この利用再開を目指したいということでございます。

以上で、冒頭の説明を終わらせて頂きます。

○座長 ありがとうございます。

国民生活センターの見直しの組織形態について、一定の方向性が出たということですが、私から確認をさせて頂きたい点が幾つかありまして、今、御説明で森大臣がそういうように御決定されたということの決定は承ったのですが、平成24年見直しでは、国に移管ということで、それを変更されるものとしては、今回の有識者会議等の基本的な考え方を踏まえ、その独立行政法人の業務運営、人事面での独立性、柔軟性、機動性が発揮できるということのようですけれども、具体的にどういった点で、国への移管ではなくて、独立行政法人の中期目標管理法として業務運営、人事面の独立性とか、柔軟性、機動性を期待されているのかという点を説明頂いていないものですから、決定としてはそれでいいのだと思うのですけれども、その利点をもう少し明確にして頂きたいという点が1点です。

それと、よく問題になっておりますように、消費者庁のお仕事と、この国民生活センターの関係といいましょうか、分担というのでしょうか、それも明確にしないと、今度は中期目標管理法としての独法自身の業務運営がうまくいかぬだろうという問題が出て参りますから、そこの切り分け方なり、分担関係について、どのようにお考えかという2点です。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○消費者庁 1点目でございますが、まず本日の資料で言えば、8ページをご覧頂きながら、お聞き頂ければと思います。国民生活センターの国への移行を検討する際にも、各機能をしっかり維持し、一体性を持って機能させていくということを前提に検討していたわけでございますが、やはり相談、あるいは情報・分析等を考えますと、具体的に国民生活センターの機能を最大発揮させていくときには、消費者庁は法執行というものをやっているものですから、私どもが行政執行するときの解釈基準、これにガチガチに捉われて相談を行うということであれば、柔軟な解決ができないのではないかという懸念が示されていたところでございます。行政執行の基準と、相談の基準、これは異なるものだろうということで、消費者庁が公定解釈を決めて、その範囲でガチガチの相談、あっせんをしていく、ADRをやっていくということではなくて、さまざまな事情を柔軟に考慮できる仕組みがいい

だろうという議論でございました。これが相談でございました。

それから、注意喚起についても、国としてしっかりした根拠、事実、それをしっかり調査をして、あたかも行政処分をするぐらいまでの中身を固めてから注意喚起ということでは遅すぎるといことがございまして、国がやればレッドカード、国民生活センターならイエローカードというぐらいのところ、注意喚起を迅速に行うことが必要ではないかと言われておりました。大きく言えば、この資料で言えば、相談部のところが行っていることですが、ADR、あるいは商品テストについても、柔軟性、独立性が重要だということをおわられたところでございます。国になりますと、その辺、普通は消費者庁の指揮監督下に入りますので、消費者庁の指揮を仰ぎながら実行していく、これが原則になります。人事に当たっても、消費者庁の人事権のもとで人事が行われるということでございますので、そうすると、現在、独法で行っている独立性、柔軟性のある推進が難しくなるだろうということでございます。そういう柔軟性、機動性の確保という点において、独立行政法人の方が国への移行に比べ有利であろうということでありまして、その点を重視したという点が1点目でございます。

2点目は、消費者庁との分担関係の問題でございます。業務の分担・連携につきましても、消費者庁と国民生活センター、それから消費者委員会相互に業務を分担、連携しようという考え方で議論を進めて参ったところでございます。分野は、重なっていると言えども重なっております。ただ、効率よく業務を分担し、連携をするということで、少ない人数のもとで、資源のもとで機能を最大に発揮するということが大事という考え方でございます。業務分担の明確化、連携の強化により、国民生活センターにおいて効率的、迅速、適正な業務運営が可能となるということでございます。

全体について分担・連携関係を整理したわけでございますけれども、赤字のところですが、一つは消費者庁と国民生活センターの中での注意喚起が消費者教育、啓発・広報、調査、こういう分野については、早い段階で消費者被害に関する情報をまずしっかり共有をする。それから注意喚起についても、どういうタイミングでどちらが行うか、あるいは責任の所在について、具体的な整理、抽象的な整理をしているということでございます。それから、研修面、人事交流面、これはむしろ国への移行の方がメリットはあるのではないかとおわられたところでございますが、ここについては国に移行しなくても、実際問題それぞれの知見を生かして、それぞれの職員を一体として研修をしていく、相互に研修を乗り入れをする、それから職員の人事交流を進めるということが必要ではないかという方向で議論をしたところでございます。

消費者被害の対応、特に注意喚起でございますが、消費者庁と国民生活センターについては、まず原則として、消費者庁名で公表するという点については、関係法に基づき、消費者庁が集めたもの、あるいは関係省庁との密接な調整の必要性があるもの、それから消費者安全法等の関係法を根拠にする場合、こういう国レベルの情報を集めたもの、それから法令の根拠がある固いものということでございますが、国民生活センターでは、

PIO-NETという消費生活センターから集めた情報、これをもとに分析をし、機動的な情報提供、注意喚起が必要なものということでございます。それから商品テストもございまして、これも国民生活センターが行った商品テストに基づいて注意喚起をするということで、基本的には国民生活センターの機能のもとに、国民生活センターの判断のもとに公表していくということでございますが、消費者庁は、その国民生活センターの動きもしっかり把握しながら、主として消費者庁、各省、あるいは消費者庁自らが法令に根拠を基づくものについて公表をしていくということで連携しようということです。

○座長 ありがとうございます。

あと2つほど確認しなければいけない点がございます。

地方との関係で。

○委員 今の点も一応いいですか。はっきり申しますと、マトリックスにしたから分担がちゃんとできていますという、そんな甘っちょろい話ではだめだと思うのです。国民生活センターの方が先に設立されたわけですね。消費者庁は後からできて、それで霞ヶ関のいろいろな縦割りだとか言われていたものを集めてきて、それで消費者庁ができたといういきさつがあって、では消費者庁は政治の要請で必要だという話でできたとして、その国民生活センターとどうすみ分けをするのだというところの整理が、他の独法と建てつけが非常に違っている。

農水省の似たようなところは、どうしても公権力の行使をしなければいけない、だから本体省庁が公務員としてやっていかなければいけないのだと。だけど、必ずしも公権力の行使は必要ではないのではないかとかという話で、それは独法がやるというすみ分けだとか、そういうのがこの独法改革の中でずっと続けられてきたわけですがけれども、国民生活センターはもとからずっと長年にわたって地方の自治体との連携とか、そういうようなものをやってこられていたという歴史があるからこそ、消費者庁と国民生活センター、今、公権力の行使云々という話とはあまり関係ないようなところで、明確にすみ分けができるのか。

消費者庁は公務員だけれども、国民生活センターはそうではないという、そういうところで、今までの経緯からすれば、すみ分けはそう簡単にできるものでもなくて、やはり独法として残しますという話になったときに、ではそれは何ゆえ独法で残さなければいけないのかというところの説明が、先ほど相談と指示というか、法令的な注意とか、そういうのをするという話も、これは金融庁で言えば、金融機関に対して、指示や行政の命令というか、そういうものを出す部署とともに、金融機関からこういう場合どうすればいいかという相談も受けていたりするというのが金融庁としてあって、そこには金融庁の外に独法などないということになっていたりする。先ほどの御説明だと、独法でないといかぬというところの根拠がまだ明らかではない。もう少しはっきり、何ゆえ2つの組織は別の組織でないといけないのかというところを、分けたいから分担していますという説明になっているのではないかという気持ち悪さがまだ残っているというのが正直な私の感想です。独

法で残すとしても、もう少しきちんとブラッシュアップして頂かないと、このまま、はい、分かりました、では独法でよろしいですというようには、まだ腑に落ちないところがあります。

それから、地方との連携の話で、私が1つ気になっているところは、御説明資料の11ページにもありますように、これは前々からあるものだとは思いますが、地方消費者行政活性化基金。この基金は、もちろん、いろいろなほかの分野の基金と、予算執行や運用面でそれほど大きく違っているとは思いませんけれども、やはり基金というのは昨今、非常にいろいろな意味で厳しい指摘ないしは国民からも本当にちゃんと真っ当に活用されているのかと問われる一つの焦点になっています。つまり、予算の単年度主義ということでありながら、都道府県において複数年にわたって活用できる。それはそれで1つの意味はあると思うのですが、もちろん要らなかつたら返せということができるとしても、本当にちゃんと予定どおり、計画したとおりに使われているということなのかどうかとか、そういうようなところのチェック、こういうのは今まで以上に厳しくやらなければいけないという環境になっていますし、先ほどモデル事業を実施するのだとおっしゃっていましたが、そのモデル事業も、単にお試しでやってみただけでも、それが全国的に波及させるようなところにつながっていないという多少のモデル事業に対する批判というものもあつたりするので、それが消費者庁においても、そういうことのないようにちゃんと取り組んでおられるかというところは、非常に重要なポイントになってくるのではないかなと思うのですが、今の2つの点、基金とモデル事業の点については、いかがでしょうか。

○消費者庁 1点目の方を御説明させて頂きたいと思いますが、私、金融庁でまさに相談を担当しておりました。国に行くと、金融庁があっせんは行わないのです。苦情を聞きません。苦情を聞いて、それを金融庁の執行に役立てる。それから、金融庁は制度を説明してあげる、それで終わりなのです。国民生活センターないし消費生活センターがやっているのは、消費者対事業者のあっせんです。和解に持っていくために、相手に電話をして、それで今行政がそういうことはできるのかという議論をずっとやっておりましたが、消費生活センターや独法はできるということで今までやっております。いわば中立の立場で事業者と消費者の間に入って和解をつくる、これが国の相談機関と違うところでございます。

これができるかどうかということについて、独法は柔軟な解決ができる。国であれば、例えば特定商取引法の解釈を踏み越えた判断を示せないだろうと、これが大きなところでございます。消費者庁に入れば、国民生活センターの重要な機能は失われるだろうということでございます。

公権力の行使、消費者庁が行う注意喚起は、全国あらゆる事業者に入って立入検査をした上で具体的な固有な名詞も発表できますし、しかも、発表するからには事実に基づいたものを出す必要があります。国民生活センターは、消費者の声、消費者からの苦情をもとにやや不確かなところがあつても注意喚起をすることができる、そういう違いがあります。



その切り分けをしていくことが機動的な注意喚起に必要だろうということで、国ではなく独法のまま行う必要があるだろうということをございます。

それから、後半でございますが、基金につきましては、いろいろな基金がございますので、同様の問題について御指摘されないようにしっかりやっということをございますけれども、単年度、これは事実上、最初3年で出発した後、来年で終わりということであれば、もう終わりですねということをおわれながら、必要性があるということでも少しづつ延長してきたという経緯がございます。基本的には、自主財源について、消費者行政について十分確保されていないという前提から出発をしまして、一生懸命やるところを応援しようということで、補助率についても2分の1ということをお原則といたしまして執行してきたところをございます。活性化基金については、他の基金に比べれば金額も非常に小さいということもありますが、都道府県が市町村全体を見て、消費生活センターを新たに作る、あるいは相談員を増員するということにしっかりと使われてきているということをございます。

モデル事業についても、例えば消費者教育推進法というものができました。消費者教育に取り組む、これは議員立法なものですから、どう取り組んだらいいかということをお各自自治体は悩むところをございます。そういう場合に、消費者教育推進についてのモデル事業ということで、一生懸命取り組むところについては、手厚く補助をするということをございます。これも全国展開にしっかりと生かしていくということをおやっているところをございます。

○座長 ちょっと反論したいところもありますが、もう一点、相模原の研修施設について、他の委員の方、コメントございますか。

では、どうぞ。

○委員 研修施設のこと、もう一点お尋ねしたいのですが、もともと稼働率が低かったけれども、昨今情勢が変わっているから、いろいろ研修の必要もあるからということですが、もうちょっと具体的に、どういったプログラムでということをお説明頂ければと思います。

もう一点、続けてお尋ねしたいのは、地方との連携です。前回のヒアリングのときにもお尋ねしたのですが、やはり地方の消費生活センターのところが最前線というか、水際でありますね。ですから、そこがうまく機能するように持っていくのも国のお仕事ではないかなと思います。もともとこの世界というのは国民生活センターがあつて、それから消費生活センターがあつて、そういう世界のところで、でも国として消費者庁をお作りになって、それから地方公共団体のお仕事もあると思うのですが、どういように連携というか、もう少しうまく仕事がお回っていくようになればいいかということをお考えかということもあわせてお説明頂ければと思います。

○消費者庁 1点目でございますが、18ページ、時間の関係で省略をしたところをございます。今まで基本的に、相模原は消費生活相談員の研修を主としてやって参りました。

それについては、成果が挙がっていたところで、引き続き今もやっているわけですが、これからやっていく必要があるのは、一つは消費者教育の拡充でございまして、これについては、従来の相談員だけではなく、民生委員、社会福祉士、介護福祉士、その他地域の福祉の担い手に消費者教育の担い手になって頂く必要があるということでございまして、この担い手を拡大していく、そういう言わば見守りの主体のような方に消費者教育、消費者教育は生涯教育でございまして、高齢者にも消費者教育、そういうときに、消費生活センターだけでは十分でないということでございます。

高齢者見守り体制充実について、これは消費者教育とまた違う話で、日々被害に遭うという人たちに対して、消費生活センターの情報を届けられないという問題がございまして、地域サポーター等に対して、消費者研修を受講してもらう。上は、消費者教育の体系なので、一生涯の消費者として身につけるべき知識を伝えていくための担い手、下は、被害に遭っている高齢者を見つけて、それについて消費生活センターにつないでいくような見守り体制の充実のための、今の相談員に近いような形でございます。上は消費者教育です。ただ、担い手研修という意味では、対象を拡大していくということでございます。

それから次に、行政研修です。最近消費者委員会等と言われておりますのは、相談員だけではなく行政主体、行政職員を研修しなければいけない。しかも、消費者行政は他の分野と関係が深いので、庁内連携がしっかりできるように研修していかなければならない。消費生活相談員に対する研修は、これは質的充実ということで、なお一層の拡充が求められております。なお、現在行っているものは、連続的なものでございます。

最後でございしますが、国家公務員の育成でございまして、国家公務員については、現在、初めて審議官になるとき、国民目線を身につけるということで、霞が関全員の審議官を、まず国民生活センターや消費生活センター等で研修をするというのを今やっているのですが、これは受け入れ側が不足しているものですから、人事院は大変意欲を持っておるのですけれども、受け入れ態勢、つまり我々の方、国民生活センター等が人数を制限しているのではなかなか進んでいないということがあります。これは期待としては大きい。それから、消費者庁の職員が研修をするというのももちろんなのですが、消費者行政は、各省に広がっておりますので、先ほど御指摘のあった金融庁も含め、厚労省、国交省、経産省、そういうところの職員に対する消費者行政の研修、こういうことについて国民生活センターは期待があり、そういうものについて、前向きに、積極的に取り組んでいくということでございます。

○委員 2点目のお答えをいただけますか。

○消費者庁 地方との関係につきましては、基本的には消費生活センターが全国にあって、どこに住んでいても消費生活センター、あるいは消費生活相談窓口が身近にあるということで、最前線は地方にあるということです。それを都道府県、国民生活センターがサポートしていくという体制で、全国的にネットワークができるということでもあります。ですから、現場は身近なところになるということですが、消費者問題は広域的で非常に高度でござ

ざいます。

国際化もしていますから、情報を集めて、どういうふうに解決したらいいかのノウハウについては、国民生活センターが作って行って、それが都道府県を経由して、消費生活センター、全国の消費者窓口津々浦々につなげていくと、そういう体制がよろしいかと思っておりますが、今、量的な窓口の数、センターの数において、なお限界があり、それから相談員、これは質的にまだまだ低い、十分ではないということがあります。現場は地方、それから国と消費者庁は、そういう人たちを後ろから支える後方支援をしていく、そういう考え方でございます。

○座長 時間がきましたから、後で事務局の補足質問等があるかもしれませんが、今の地方との分担、あるいは委員のお話もそうなのですけれども、やや抽象的なお話が多いので、例えば消費者庁の本庁の方と国民生活センターと、人員とかがどういう配分になって、人事交流というのはどれぐらい進めていかれるのか。逆に言えば、一定程度の裁量性なりを当てようと思えば、あまり人事交流を頻繁にやってしまったら、これまた何のために、では一体化した方がいいのではないかということになりますね。ですから、今の地方の話にしても、ではどれぐらい地方との関係を推進していくとか、あるいは相談員のスキルアップは、具体的にどうやっていくのかとか、何かもう少し具体性があるような区分とか、分担の、この図は、図としては理解できるのですが、そこら辺はまた事務局を通じて、もう少し補足させて頂ければと思います。何かありますか。

○事務局 おっしゃるとおりで、独法としてなぜ残さなければいけないという御指摘とか、御説明はあったと思うのですが、そこをきちんと論理立てて、再度整理を頂いた方が、先生方の御理解を高めるためにもいいと思います。

○委員 あともう一点だけ。施設の話なのですけれども、これは親会議の行政改革推進会議の議員の方から、国で施設を持ってやる必要があるのかという、非常に厳しい御意見を頂いているのです。親会議の行政改革推進会議に仕上がったものを持っていかなければいけないわけですが、そこで、施設を廃止すると言ったのに、また戻すのかという話になってしまっても詮ない話なので、コスト面も含めて、必要性という話はもう十分御説明頂いたと思うのです。

稼働率がもっと高くなるだろうとか、そういうのはよろしいので、例えばこの説明資料の20ページで、極端に言えば、運営費交付金、900万円出しておられて、40年間お金をためれば3億5,000万ぐらい出せるわけです。そんな40年もかかってするのかというのはあるのだけれども、3億5,000万があるからだめなのです、国移管にできませんというのでは、あまりにも根拠が弱すぎるので、もう少し金銭面でも比較衡量をした上で、やはり引き続き保有してやっていくのがよいというところを、単純にかつて持っていたときよりかはもっとコストがかかっていますという話だけではなくて、国移管にするとしても、維持補修とか、そういうようなメンテナンスコストとか、そういうのもやがて発生してきたりする可能性ありますから、そういうところも全部含めた形で比較をするような資料をバックグ

ラウンドで御用意頂きながら、それでも、なお施設を保有しながらやることの方がいいのだという御説明を頂かないといけない。

もう一つは、施設を国移管にしないにしても、委託ですね。施設の維持管理の仕事は手ずからやるのではなくて、できるだけ外部委託するなりして費用を節約しています、ないしはする予定ですと、そういうような御説明も併せて頂かないと、先ほどの委員の施設をなぜ国で持つ必要があるのだということに、恐らく答えられないというところはあるかと思えます。

○消費者庁 御指摘につきましてしっかり整理をしたいと思えます。

○座長 今の話も、過去との比較だけではだめだという基本的なことです。

○委員 御説明くださったのですが、正直申し上げて、私は企画立案のところがすごく弱いと思うのです。それは、先に国民生活センターがあったからという経緯もあると思うのです。だけど、本省の方の企画立案をしっかりやっただけから、地方との連携でも、つい最近までPIO-NETが全然うまく回ってなくて、すごい日数がかかっているとか、そういう問題もあったわけです。ですから、研修も先ほどの御説明のように拡大して下さるのであれば、いいことだと思うのですけれども、きちんと企画立案をやっただけで、来られる自治体の人だけがパラパラと来てということで、あまり効果が挙がらなくなるのではないかと。ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思えます。

○座長 独法改革は同時に政策面の親の方の体制も整えて頂きたいということのようです。いずれにしても、今日は時間が参りましたので、後ほど、今日御発言がなかった委員、あるいは御欠席の委員の方からの質問も合わせて、事務局から申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(消費者庁、国民生活センター 退室)

○座長 それでは引き続きまして、国土交通省。

○委員 先ほどの件なのですけれども、あっせんは、消費者庁に持っていくということではできないという話をしていましたね。もし、それがそうだったら、だから独法に回らないといかぬという話は、説得力があるとは思っています。それはほかの消費者庁以外のところで、どうなっているのか。

○座長 できないかどうかではなくて、その方がいいというレベルだと私は思いましたけれども。

○委員 そうですか。法的に、そういうことはないですか。

○座長 行政指導としては昔もあって、それは微妙な問題ではないですか。

○委員 ちょっとそこを整理して。

○座長 確認した方がいいですね。

○事務局 わかりました。そこも含めて再整理したいと思います。

○座長 それでは引き続きまして、奄美群島振興開発基金のヒアリングに入りたいと思ひ

ますので、少しお待ち頂きたいと思います。

(国土交通省、奄美群島振興開発基金 入室)

○座長 若干お待たせいたしました。本日は御多用中のところ、国土交通省、奄美群島振興開発基金の皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

2回目のヒアリングになりますが、冒頭5分以内で、前回からの宿題と申しまししょうか、残されました論点につきまして、主務省から5分以内で御説明頂きまして、その後、質疑応答に入りたいと思います。

それでは、最初に、国土交通省から御説明をお願い致します。

○国土交通省 よろしくお願い申し上げます。御説明をさせていただきます。

3点ございます。1点目がリスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減に向けた取組、2点目が政策金融公庫との統合問題、それから3点目がガバナンス、金融庁検査といった点でございます。まず1点目が、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減でございます。対応方針といたしましては、今年度の年度末までに経営改善計画、仮称でございますけれども、作成をさせて頂きたいということが1点。それから次期中期計画、これは来年度からの5カ年計画でございますけれども、その中に経営改善計画の内容を盛り込むとともに、この中期計画と改善計画をあわせて公表させて頂くということでございます。経営改善計画、中期計画といったものの検討を進める中で、まず2月いっぱいには役所のほうから基金に対して中期目標の指示を致します。それを反映した形で経営改善計画と中期計画を作成し、年度末に公表させて頂く、そういった段取りになっております。

それから、政策公庫との統合問題でございます。対応方針といたしましては、政策公庫との統合の可能性も視野に入れながら、当面、いろいろな面で連携を図っていくということにさせて頂きたいと思っております。想定される内容といたしましては、まず人材の関係でございます。人事交流をさせて頂く、あるいは研修に参加をさせて頂くということで、ちょっと勝手ではございますけれども、内々に相談を始めさせて頂いております。それから、業務面の連携ということで、意見の交換会といったものを開催させて頂く、あるいは情報連絡体制といったものも、お客様のためになるようないろいろな情報の交換等を含めまして、そういった関係を築いていきたいと思っております。

それから3点目がガバナンス等の点でございます。対応方針としては、まず1点目といたしましては、リスク管理のために体制を整備させて頂きまして、リスク管理債権の状況等につきましてチェックをする、そういったようなことを通じて、リスク管理債権比率、あるいは繰越欠損金の対応といったものにつなげていくということでございます。枠外に、簡単な内容が書いてございますけれども、リスク管理委員会、一般的に大きな銀行であれば、大体筆頭の副頭取ぐらいが、頭取はいらっしゃる場で、ほかの役員とされているということでございますけれども、奄美基金の場合には、役員が2人しかおりませんので、その中でチェック・アンド・バランスということにはなりませんので、ちょっと異例かもしれませんが、小さな組織なりの対応ということで、監事さんに登場頂いて、監事に委員

長になって頂いて、ほかの理事、課長との間で、そういった体制を作らせて頂いてはどうかと考えております。

それから、金融庁検査の点でございます。金融庁検査につきましては、奄美基金と小さな金融系の独立行政法人について、主務省検査という形でやっているものについて、金融庁に金融的な面について委任をさせて頂くということでございます。この点につきましては、今申し上げましたような小さな組織向けの金融庁検査というのは、どういう形でされるのかといったような点について、多少横串を刺した共通の検討といったようなものも必要だと考えておりますけれども、我々としては対応させて頂きたいと考えております。もちろん金融庁側のお考えとか、こういった対応の仕方をされるかといったお話もありますので、今後その点については、調整をさせて頂きたいと考えております。

最後に、カラー刷りの派手なページがついてございますけれども、あくまでも御参考までということでございますけれども、実は奄美群島の振興開発計画といったようなものを5年ごとにつくってきております。今の法律、計画は来年の3月いっぱい期限が切れるということになっておりまして、次の法律の延長、あるいは新しい振興開発計画といったようなことを今検討しているわけでございます。成長産業分野といたしましては、奄美の気候等を生かした、六次産業化とか一般的に言われているものも含めてでございますが、農業の関係、それから実は平成28年に世界自然遺産に登録をするという目標になっておりまして、そういったものを中心とした観光関係、それから今いろいろな動きが出てきておりますけれども、IT産業の関係、こういったようなものを重点分野として盛り込んでいこうと思っているところでございます。

私どもといたしましては、奄美基金には、奄美の零細な企業に対して、地元に基づいた金融機関として、こういったものについてもきめ細やかな対応をして頂くこと、あるいは奄美基金と申しますのは、実は40%程度地方公共団体が出資している法人でございます、そういう行政との一体となつてという、金融機関の表現としてちょっと不適切かもしれませんが、そういったところとも連絡をとり合って、こういった計画に役割を果たして頂きたいと思っているところでございます。

とりあえず、冒頭の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○座長 細かい点は除きまして、おおむね御対応頂いたように思いますが、1点だけ気になった点は、ほかに御専門の方がおられますから後ほど御意見あればと思うのですが、リスク管理委員会で、監事が委員長というのはちょっと違和感が私にはありましたけれども、御専門の方もおられますので、他の委員の方、何なりとどうぞ。

○委員 私も違和感があったのですが、ただ、役員の数が多い組織でいらっしゃるの、それもよく分かるのですね。ですから、役割としては、やはり理事長は除かれて、それでナンバー2ぐらいの方々というの、それもよく分かるので、ここはさらに御検討頂くといいのかなと思います。独法で監事という役割が違のかなと思います。統合ということが視野に入ってくれば、また別段変わってきますけれども、やはりよく御検討頂いた

ほうがいいのかと思います。

○委員 全体として前向きな御検討を頂いて、どうもありがとうございます。幾つか確認したいのですけれども、リスク管理体制の点なのですけれども、確かにこういう形で、部内で体制を整備していくのは大事だと思うのですが、奄美基金の問題だと、この融資が別に補助金ではなくて金融の業務として有償の資金を使って、金融として行われているのだということについての認識をもっとして頂くことが大事だと思うのです。

その点からすると、まず金融庁が検査に入るのであるけれども、検査結果を受け取ったときに、通常の民間の金融機関であれば、問題があれば金融庁が業務改善命令等出すわけです。独法の場合はそれがなくて、最終的には主務大臣のところに戻ってきますから、国交省がまずきちんと体制の整備をして頂かないと、問題があったときに、それに対して対処して頂く体制を整備して頂かないといけないので、その点はどうかということ具体的に伺いたいのと、それともう一つ、こういう問題を抱えているときに、外の目を入れるというのがやはり大事だと思うのです。例えばリスク管理体制について、こういう委員会をつくっても、これ自体は部内の検討ですから、内部の検討だけになってしまうので、特に金融に関するリスク管理の専門家、そういう方を入れて、外の目を入れていくというのが大事だと思います。その点、伺いたいのです。

○国土交通省 実は私、昔、住宅金融公庫の企画部長をやっていたことがありまして、奄美基金の担当になりまして、最初に話を聞いたときは、正直言いまして、これは金融機関なのか、行政組織なのかよく分からないという感想を持ったのは事実でございます。ただ、いろいろ話を聞いてみますと、3年前に民間から理事長に来て頂いて、その後、順次改善を進めていると聞いておりますので、とりあえず理事長の手腕に期待をしたいということでございますが、今、委員から御指摘があった点については、いずれもごもつともだと思えます。特に、役所の役人も、金融をやったことのない役人もいっぱいいます。というかその方が多いわけでございますので、そういった役所の方の人間もちゃんと勉強して受け止めなければいけないという点、ごもつともだと思えますので、そういった方向で考えさせて頂きたいと思えます。

それから、外の方の目という点については、どういうやり方がいいのかちょっと考えさせて頂きますけれども、その点、やはり金融の専門家の方に見て頂くという意味で、例えば先ほど監事というのは違和感があるというお話もありましたけれども、この監事にどういう方になって頂いたらいいのかなといったことも含めて考えさせて頂きたいと思えます。

○座長 委員、どうぞ。

○委員 一言だけ。質問なのですけれども、融資、保証の件数は何件ぐらいですか。大まかで結構です。

○奄美群島振興開発基金 1年間で250件ほどです。

○委員 リスク管理体制の強化というのは、魂を込めて業務に当たるという意味では非常に重要なのですけれども、量的には多くないということなので、徹夜しないと仕事が終わ

らないとか、そういうことにはならない程度の件数ではありますから、しかも奄美群島の中のお話ですから、突然はかり知れないようなリスクが予期せぬ形で襲ってくるのかというようなことも、普通の金融の世界と、日本全国に襲ってくるリスクが奄美にも襲うというのは当然あるとしても、奄美だけにしか襲わなくてそれが予見できないとかというのはそんなにはたくさんないと思いますから、そういう意味では、体制をきちんと整えて頂くこととともに、この基金の組織に重たい負荷がかからない程度に、スリムな形でリスク管理をやって頂くというところがポイントになってくるのかなという印象です。

○国土交通省 全く委員のおっしゃる通りだと思います。そのために組織が大きくなるというのは、逆に本末転倒でございますし、委員がおっしゃったことをさらに付言して言わせて頂くと、こういった体制を組むということについて、職員の意識が少し変わるとか、そういった効果も大分期待できるのかなと私自身思っているところでございますので、体制そのものが大事というのは、一般的な金融庁検査では、形式的な体制が大事ということなのかもしれませんけれども、小さい組織ですから、体制そのものを大げさにやるというのではなくて、そういった職員の意識改革も含めて、適切に対応していきたいと考えております。

○座長 事務局から何か補足の御質問ありますか。

○事務局 特にございません。

○座長 それでは、これをもちまして奄美群島振興開発基金のヒアリングは終わりたと思います。国土交通省及び独立行政法人の皆様方におかれましては、御対応頂きましてありがとうございました。なお、本日おおよその見直しの方向性につきまして、我々としての意見を申し上げて、大体理解できたところでございますが、場合によっては、また必要に応じて追加資料等お願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。では、どうもありがとうございました。

(国土交通省、奄美群島振興開発基金 退室)

○座長 続きまして、国土交通省所管の海技教育機構及び航海訓練所からヒアリングを行いたいと思います。これから法人のヒアリングに入りたいと思います。

(国土交通省、海技教育機構、航海訓練所 入室)

○座長 それでは、ただいまからヒアリングを行いたいと思いますが、本日は御多用中のところ、皆様方において頂きまして、ありがとうございます。

2回目のヒアリングになるわけでございますが、冒頭に5分以内で、前回からの宿題と申しましょうか、まだ論点として残されておりますことにつきまして、主務省から5分以内で御説明頂きまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。時間が限られておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、国交省から御説明をお願い致します。

○国土交通省 それでは、前回の宿題につきまして、簡単に御説明をさせて頂きたいと思ひます。



前回、船員養成の概要図をお配りしまして、仮に統合となった場合に、私ども内航海運と外航海運のバランスを欠くという御説明をしたときに、もうちょっと論拠、理屈を整理してほしいと。仮に両独法が統合した場合、独立行政法人でございますので、それぞれ組織としての成果を挙げるということは評価されると思いますので、それらを現在、文科省系の教育機関と国交省系の教育機関を集めて、練習船への配乗をしておりますので、その辺で、一緒になった場合には、内航の海技教育機構のほうを優先しかねないという懸念でございます。

前回もお話ししたかもしれませんが、練習船には5隻という限りがございますので、航海訓練所では、一応独立して、それぞれ文科省系と国交省系と中立的な立場から現在配乗枠を調整しているところでございますけれども、統合した場合は、一緒の法人ということになりますので、そこでの配慮が十分に行われない可能性があるのではないかという懸念でございます。これは、後ほど独法の方から簡単に御説明したいと思います。

乗船実習の実施時期も、海技教育機構のほうでは、1年間の座学が終わった後に、できれば基礎実習、乗船実習を続けてやりたいという希望もあるのですが、今、そういうことばかりも聞いていられないものですから、一部の教育機関に関しましては、この基礎実習、応用・実践、これを挟んで座学を入れていると。これは商船大学からの要望を受けて、そういう調整を中立的にやっているということでございますので、その辺に影響が出るのではないかという懸念でございます。

次に統合した場合のデメリットをもうちょっとデータも押さえて論理的に説明頂きたいというのがございまして、公平性の欠如というのを私ども申し上げているわけでございますけれども、第三者委員会、あるいは中立的な機関によるチェックを入れたら、公平性、中立性は保てるのではないかという御議論もあったかと思いますが、例えば今配乗計画というのは、天候や自然災害によってその都度変更しているわけでございますけれども、こういったものをどこまでかけるかということもございまして、第三者委員会の承認を要することになりますと、なかなか迅速に決定・実施ができないのではないか。あるいは、そういう第三者委員会を運営するのも、人的、経費負担が新たに生ずるのではないかという懸念もございまして。

それから、現在、両独法に関しまして、官民を挙げて協力して、受益者負担を拡大するという方向で取り組んでおりますので、そういった取組にも意欲の減退、ひいてはその取組に支障を生じさせかねないのではないかと考えております。

また、組織が肥大化することによる意思決定の遅れとか、あるいは統合は一時的なものではございますけれども、管理部門を引越したり、給与システムの改修、航海訓練所が今横浜にございますので、そこに移るとした場合にも、それなりのお金がかかるのではないか、こういうことを懸念しておるわけでございます。

最後になりますが、受益者負担の拡大につきまして、前回も御質問ございましたので、私ども直接必要となる経費の2分の1まで拡大するという方向を目指して取り組んでいる

わけでございますが、具体的には、次期中期計画の策定に合わせまして、関係者と検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

それでは、独法の方から簡単に御説明をさせて頂きたいと思っております。

○海技教育機構 海技教育機構から説明させていただきます。

乗船実習と座学の関係で、中断するのは非常にあんばいよくないというところがございますが、学校の立場から致しますと、まず理想型では、座学を1年間やって、実習をして最後に3カ月間まとめということで、機構全体としては、こういう観点に立って、カリキュラムをちゃんとつくって今までやっておるところでございます。

ところが今、いろいろな状況から、宮古校と波方校につきましては、そういう理想型できずに、カリキュラムを座学と分断する必要があるということでございまして、船舶運航に関する理論を12カ月間で理解させた後に乗せる方が良いのですが、9カ月で中断致しますと、理解をする前に乗ってしまう。それでまた6か月の乗船実習で中断した後、3カ月間でまた座学の補足をするということになります。どうしてもロスが生じまして、復習をしなければいけないということになってきます。機構としては統一のカリキュラムでやっていますので、各学校、宮古校、波方校におきましては、各先生の個別の時間外の時間を使ったり、補足をしたりして取り組んでいるところございまして、機構全体から見ますと、同一品質の学生を送り出すというところで、非常に苦労しているところでございます。

○航海訓練所 航海訓練所ですが、これにつきましては、当所としても、実習訓練は、海技教育機構については、9カ月行っているわけですが、できれば連続した実習訓練をやりたいというところがございます。ただ、大学との関連で、ここに大学の短期実習等を入れておりまして、これは向こうの教育スケジュールなども加味しまして、かつてからずっと行われておりまして、海技教育機構には少し我慢をして頂いているところです。海技教育機構は9か月の中で、航海科、機関科両方の過密なカリキュラムになっておりまして、できましたら、練習船でも連続性を持って、緊張感が途絶えることのない実習訓練を行いたいとは思っているところです。

加えましてお話しさせていただきますと、今、海技教育機構との統合のお話がありまして、仮に統合した場合には、現在、中期計画の第3期を迎えましたが、運営費交付金の縮減に伴いまして、統合したら独法としての成果を挙げていく必要があると思っております。我々の実習訓練は、海技教育機構が9カ月の実習訓練を行っております。これは以前提出した資料を参照して頂ければ分かるのですが、大学のほうは12カ月の実習訓練を行っております。それで、大学・高専の方は12カ月の実習の中に、遠洋航海を最低1回含まなければいけません。ということで、大学・高専のほうは、海技教育機構に比べまして、経費のかかる実習訓練になっております。特に、油代の高騰の状況の中で、どうしても遠洋航海の規模を縮減したりする傾向が求められます。ということで、公平性、中立性という部分については、そういう部分を少し考慮させて頂きました。

○座長 ありがとうございます。

質問に入る前に、基本的に独立行政法人の性格から言うと、国ではないのですが、国が直接やる必要はないのですけれども、当然公共性とか、公平性の観点は満たさなければいけないものですから、今、言われたような課題は、どういう設置形態をとろうが、もともとクリアしなければいけない問題だと思うのです。

それを前提にして、もう一つ気になっていますのは、前回確か議論の中でメリット、デメリットを比較してくださいというお話を申し上げたところ、デメリットだけがどんと出てきて、これはデメリットがあるだけなのでと見られるので、そこが気になったという点があります。まず御質問どうぞ。

○委員 御説明どうもありがとうございます。

我が国は、先進国の中で最も財政状況が厳しいということは、よく御存じだと思いますけれども、今の御説明は、日本はほとんど借金を持ってなくて、さあ、このお金をどういうふうに使えばいいのだろうかという、そういう御説明にしか聞こえないです。財政難で、厳しい予算制約があるという中で、ではどういうふうにして船員養成をやっていくのだとか、そういうような発想が非常に乏しい。お金があればこういうことはできる、2つ独法を残してやるのだったらこうだという説明は分かりますけれども、我が国は非常に財政難なのです。ですから、今の御説明をそのまま受け入れられるだけの予算的、ないしは財政的環境にないということは、まず御理解頂かないといけません。

統合が嫌ならば、単体で残すということだったら、どういうふうな形で費用が節約できるとか、そのような話が入っているのだったら別ですけれども、統合したらデメリットばかりだとか、こんな統合のデメリットは、ほかの法人でも何回でも繰り返して聞いているのでほとんど考慮に値しないような説明なので、そういうデメリットの話などはどこでも聞いたような話なので、そういうデメリットを乗り越えて、いろいろと統合しながらも効果を出していこうとって御努力されている統合された独法はいっぱいあるわけで、そういう意味では、どうして統合できないかという説明には、この今の御説明は全然なっていないと私は承りました。

そこで、私から、統合しても支障がないのではないかということに対しての御回答を頂きたいところを、どういうふうに思っておられるかというところを質問させて頂きたいと思います。

まず1つは、公平性という話でおっしゃっておられましたが、今でも支障はありながらも、宮古校、波方校でやっていたらというわけですから、極端に言えば、統合された後の独法で、引き続き、国土交通大臣が独法の運営に関してきちんと監督される。そのときに、大臣から公平性を欠くことのないようにということで、中期計画もきちんとそういうふうにとると明記した上でやれば、特段支障はないのではないかと。今の理事の方々は、もともとそういう要請をされていない形で御就任されているので、当然のことながら、くつついたら支障があるという御説明になるのは、今のお立場だから私は分かりますが、こ

ここではそれを超越したところの議論なので、独法改革をどうするかというところの議論なので、そういう意味では、統合しても公平性を欠くことのないように大臣がきちんと導けば実現できるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○国土交通省 今、先生がおっしゃった、大臣が最終的に導けば公平性が担保できるのではないかという御主張でございますけれども、そういった話も前回もあったかと思っておりますけれども、事前に、公平性を担保するためには、今申し上げましたように第三者委員会のようなものを立ち上げるという手はあるのかなと私どもは思っております、そういった場合は公平、中立性は担保できるかと思っておりますけれども、その場合に、新たな経費でありますとか、いろいろな意思決定の遅れ、こういったものが懸念されると思っております。

それから、先ほどメリットがないということでもございましたので、デメリットをデータで示させて頂いたので、誠に申しわけなかったのですが、メリットとしては、一部管理部門の統合とか、そういったものは前回もお話しさせて頂いたところでございます。

○座長 私は、一番疑問なのは、主要海運国において国が船員を養成するのがグローバルスタンダードとのことですが、それぞれの国は船員養成とかというのは100%されているという意味なのですか。というのは、どう考えても、中国では大連海事大学が中国の船員需要を100%賄えると思えないので、やはり限定的だと思うのです。国で内航管理も含めて、かなりのカバーをしているというのは、むしろ逆に言うと、グローバルスタンダードではない可能性もあるのではないかという疑問も生じてきているということと、ほかの主要国では、ここに書いていますように、乗船実習と座学というのは一体的にやっているのだということからすれば、いろいろな問題はあるにしても、むしろ統合のほうがより望ましいのではないか。グローバルスタンダードということはよく語られるのですけれども、こういう議論をいろいろやってみるのも何かしよせん結論が出ないので、これはもう少し大局的に立って議論したほうがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○国土交通省 座長から頂きました外国の件なのですが、実は私どももかなり突っ込んで調べたわけではございませんので、ではここで何人船員を養成しているのかという数字を今持ち合わせておりませんので、これは24年に海技振興センターというところで調べたものではございます。ですから、全員を本当に育てているのかと聞かれると、自信を持ってそうですとは答えられない状況だということでもございます。

練習船をそれぞれが持っているというのは、確かに調べた結果もございます。私どもは、戦前はそれぞれの学校が練習船を持って、それぞれに育てていたということでもございますが、それぞれ船を持って育てていますと、空きが出たりとか、乗らない時期が出るので、それは効率が悪いだろうということで、航海訓練所というのを運輸省の組織として作って、そこに船を集めて、乗り合い形式をやっているということで、我々としてはむしろみんなが持って独自にやるよりは効率的に練習船を運用できるのかなと思っております。

○座長 状況が変わってくれば、当然それも見直していいのだと思うのです。だから、そういうことからすると、あとは公平性の問題であるとかということ、何かあまり御主張

を裏づけるものとはなっていないので、そうすると、別に統合が絶対かどうかということはいろいろ議論があるにしても、これは少なくとも統合がだめですという説明にはなっていないと私は認識しましたが。

○委員 ちょっと追加して。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 それと、やはりもう少し認識して頂きたいのは、国民の独法という組織に対する目というのは、非常に厳しいものがあるわけです。もちろんいい独法、悪い独法あるのです。やっていることが重要な独法もあるのですけれども、何で船員養成のために2つも独法があるかなという、そういう素朴な国民の声があったとしたら、それに対して「いやいや、それでも2つ必要なのです」と言えるのかというところのわけです。何でも2つをくっつけばいいというのも乱暴だという話もあるということは、それはそれとして私は承知していますけれども、どうして分野としてはかなり小さな限られた分野、もちろん波及効果は大きいというのは承知していますけれども、船員養成という小さな分野に2つも独法があるというのは、周りのバランスからすると、ほかのところは、本当は違う分野の研究開発をやっているところなのだけでも、1つの研究開発をやる独法として統合したというようなほかの役所の研究所もあるわけですし、そういうようなものからすると、どうして2つあるのかなという、そういう素朴な疑問に対してもきちんと答えて頂きたいと思います。

○委員 「統合による意思決定の遅れ」のところ、学校の運営を行う海技教育機構と船の安全運航を行う航海訓練所の統合は、重複のない業務の統合による組織の肥大化を招くとありますが、これ、海技教育機構法の目的規定との関係はどうなるのでしょうか。それから、航海訓練所のホームページで沿革を見ると、航海訓練所はどういう経緯でできたかという、「商船教育を充実させるため、通信省海務院に航海訓練所を設置」とあって、「商船教育」と書いてあります。そうすると、先程の説明は何なのでしょうという話になります。もし、統合について、もちろん最終的にくっつけるのがいいかどうか、これはいろいろな政策判断があるから分かりませんが、こういう意思決定の遅れを考えると、人事も含めて、海事行政全体の組織体制の見直しも考えなければいけないかもしれないという感想をまず持ちました。

さて、本題のほうに入ります。前回、海技教育機構と航海訓練所をくっけるとえこひいきというのですか、そういうことがあってはならないのですけれども、そういうことがどうしても、やはり組織の目的を達成するために起きてしまうという話があったと思うのですけれども、今回の説明も、多分この前とあまり状況が変わっていないように思うのですが、堂々めぐりになってしまふといけなないので、もうちょっと具体的に考えたいと思います。例えば今、海技教育機構の理事長は商船三井で常務をなさった方が来てくださって、立派な御経歴で経験も非常にあると思うのです。そういう方が来て、調整をなさっているのに、説明資料では、組織がくっつくと板挟みにあって、仕事ができなくなりますと書い

であるのです。今の理事長は、御経歴からいくとそんなことはないのではないかなと思うのですが、そこはどうかのでしょうか。つまりきちんとした、しかるべき人がいれば、こういう調整は組織の中で普通にできるわけです。国交省も4つ組織がくっつきましたけれども、官房長が板挟みにあって大変ということは多分ないと思うのです。この点はどうかということなのです。

もう一つ、今、理事の方もいらして下さっていますが、理事の皆様は、旧運輸省からいらしているわけです。通常、例えば公の仕事に携わったら、それぞれいろいろなお考えがあるとは思いますが、組織の立場で、その中で割り当てられたお仕事をなさるというのは、これは基本だと思うのです。旧運輸省でも、例えばこのような調整をするお立場になったときに、その立場を無視してえこひいきをするような教育というのはなさっていないのではないかなと思うのですけれども。それを考えると、こういう中立性とか公平性は、きちんと法改正をしたときに目的規定に書いて、それを人事で担保すれば問題ないと思うのですけれども、その点、どうでしょう。

○座長 回答は本省の方がよろしいですか。

○委員 どなたでも、しかるべき方が答えて頂ければ。

○国土交通省 2法人とも船員の養成という意味では共通した究極の目的を持っているということではあるかと思えますけれども、海技教育機構の方は、いわば学校の経営でございまして、訓練所のほうは生徒を預かって、航行の安全を担保する業務ということで、同じ究極目的ではありながら、やっている現場は違った仕事をしているという意味で申し上げているところでございます。

また、先ほどありました海外の事例につきましてでございますけれども、こちらについては、お尋ねにありました、どの省庁が設置運営しているのか、あるいは乗船実習の機関と座学の機関に分かれているのかというお尋ねを受けたところ、当省として把握をしている範囲でお答えを申し上げたということでございます。

それと、2法人として存続するとして、費用としてどう節約できるのかという説明が必要だという御指摘ございましたけれども、この点につきましては、冒頭で説明を簡略化したかもしれませんが、まさに受益者負担の拡大ということで、関係者一丸となって目標を立てて進めようとしているところでございます。

○座長 何かお役人的な御答弁だったと思えますけれども、それはそれで承知致しますけれども、航海訓練と言いますか、乗船実習というのもやはり広い意味では航海訓練ですから、それは教育の方と質的に全く違うというのは、これは船員全体的な養成訓練という機能から言えば、むしろ認識が問題ではないかと私は思いました。

いずれにしても、我々の注文がこうだから云々ということではなくて、何というのですか、内航海運のダメージになるということであれば、それはどれくらい日本として必要であるかという、こういう議論をしなければいけないので、外国ではどういうようになっていまいしょうかという御質問を申し上げたので、その文脈で、もしお調べ頂くとすれば、そ

ういう方向でお願いしたいということがあると思います。いずれにしても、多くの問いに対する答えはいいのですけれども、これをもって統合ができませんという回答にはどう転んでもならないということが我々の今の認識なのです。ですから、どうしても統合についてできないと言われるのであれば、我々の今の疑問をもっとクリアするような説明、あるいはやはり統合に向けた別の観点の姿勢を出していかないと、このままではどうしようもないですねというのが素直な印象です。

○委員 中立性のところ、きちんと法律に書き込まれて、そして人事の面で担保されれば、いらっしゃる方が民間出身の方であっても、役所の出身の方であっても、それはきちんと公平に回るのはないかということで、特に御反論はないということでよろしいですね。

○国土交通省 法律では、書き込むという手段はありましようし、私が先ほど申し上げました第三者機関でやる方法もあろうかと思っておりますので、そういった手段は多々あろうかと思っております。統合については、一部管理部門におけるメリットというものもございますので、その辺を考慮した結果として、どちらが大きいのかなということでお話をさせて頂いたということでございます。

○委員 私、前回いなかったもので、第三者機関云々という話は、もちろんそういう話があったということは承知していますけれども、第三者機関を設けなければいけないほどの大げさなものなのかということもあえて指摘させて頂きたいと思っております。

極端に言えば、もちろん別に第三者機関つくってはいかんとやっているわけではないですが、たとえがいかどうか分かりませんが、附属の小中高校がある大学の場合、当然大学からお入りになる学生もいらっしゃるわけです。統合したということは、附属という言い方ではないかもしれないですけれども、一体的に2つの教育、座学と実習という2段階目の教育をするというところで、自分のところと違うところの学校を出られた方にお入り頂いて、それで教育をするときに、公平にやって当たり前であって、公平にしないということのほうがおかしい。

小中高と付属がある学校は、小中高大と一貫でやるのがいいのだと片や言っていますけれども、大学から入学された方に対して、一貫校出身の人たちをえこひいきしますなんて、そんなことは誰一人として言わないです。えこひいきしない、公平にやるのが当たり前という世界なので、公平にやって当たり前だということだとすれば、何も別にそんな大それたコストをかけて調整をしなければいけないというようなものにはならないと思うので、今まで別々だったから、調整するときの最初のコストというのはあると思っておりますけれども、一旦一緒になったからといって、その後、調整するというのは、例年の繰り返しということなので、もちろん関係者が一堂に会して、それで議論するとか、そういうようなことはやる必要はあるとは思っておりますけれども、さして大きなコストがかかるようなものではないのではないか。特にその公平性に担保するための職員を含めた配慮を、魂からずっとしみつかせるような形でやっていけば、そういうのはそれほど大きなコストにはならないのではないかと思っております。

あと追加すると、外航船員教育連絡会議とか、そういう場もおありだということですから、なおさらそうではないかと思えます。

○座長 いずれにしても、この回答をもって了とするわけにはとてもいきませんので、とりわけ、むしろ外国では一緒にやっているわけですから、それが日本の今の姿は、逆に言うと、実習と言いましょか、練習船の関係と、海技機構との関係、資源をうまく使えばいいような話とも受け取れますので、ここら辺をもう少し、このままで統合ができませんというのはとても飲み込めませんので、もう一度、御検討をお願いしたいと思います。

○委員 座学と訓練の話なのですがすけれども、この中に人材政策課、今は船員政策課というのかな、船員養成のご担当の方いらっしゃいますか。去年、座学と乗船実習を一体化させるためにより実践的な訓練を実施すべきだという検討会の報告が出ているみたいなのですが、このことと、ここで今御回答頂いていることの整合性を、今は時間がないですが、このヒアリングの後に教えて頂きたいので、その辺よろしくお願いします。

○座長 今、お答えできますか。今お答えできるのであれば構わないですけれども。

○委員 なかなか難しいので、答えにくければまた後で。

○国土交通省 事務局を通じてでよろしいですか。

○座長 では、後ほど。

○国土交通省 すみません、担当の者はおりませんけれども。

○座長 それは所管課のほうから御回答頂いたほうが、責任ある回答になると思います。

○事務局 こちらの統合に関して進めるというのは、機能強化という観点でお考え頂けないでしょうか。例えば今ほどの議論であったように、やはり座学と実習の一体ということで、個々の学生に対して一貫したきめ細かな教育訓練を施すことがより容易になると思われれますし、先生方の相互乗り入れによって、教育や訓練の質の向上、それから効果的な、例えば船員養成コースの設定などがより容易にできるのだらうと思っております。やはり今ある少ないリソースで、より効果的な船員養成ということをやるために、2つが統合されて核となる、船員養成の核となる機関として充実をされるという発想に立って、また公平性の問題も、大学とか高専とか、そういったものとより連携を強化して、核となる機関となって、そうすれば全体として船員養成のオールジャパンでの機能の強化ということが、同じリソースでもより可能になっていくという発想に立つべきではないでしょうか。

○座長 従来からもそういう議論があったところなので、それが本当にできないかどうかというよりも、ぜひそちらの方向で御検討をお願いして、また結果を伺いたいと思います。いずれにしても、今日は時間がまいりましたので。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省、海技教育機構、航海訓練所 退室)

○座長 続きまして、農林水産省所管の農林漁業信用基金からヒアリングを行いたいと思います。しばらくお待ちください。

(農林水産省、財務省、農林漁業信用基金 入室)

○座長 若干時間が遅くなりまして、申し訳ございません。本日は御多用中のところ、御



担当の皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

2回目のヒアリングになりますが、冒頭5分以内で、主務省から前回からの懸案事項等につきまして御説明頂きました後、質疑応答に入らせて頂きたいと思います。説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、主務省からお願い致します。

○農林水産省 どうぞよろしく申し上げます。

まず認可法人から独法に変わった際の国の関与の変更の有無ですが、予算の事前認可が実績評価に変わったとかというのはありますが、保険・保証契約に関する個別の国の関与は変わっておりませんで、長期借入金の政府債務保証と、それから「法人税法別表第二」への計上は引き続き措置されております。

次に公庫と統合することのメリット、デメリット。まず、メリットについてですが、公庫のほうは民間では融資困難なもの、それから基金のほうは民間金融機関による融資の補完ということで、基本的には対象の食い違いもございまして、業務上の関係がないということで、統合のメリットは特段見当たらないのではないかと考えております。

他方、デメリットとして、特に現段階で保証の引き受けを行う組織がない林業関係は、直接基金が保証を引き受けておりますので、これを公庫に持っていきますと、保証をつけるか、つけないかは融資をやっている公庫が判断をする。したがって、公庫以外の民間による融資に影響を及ぼすという問題が生じるのではないかと考えております。

次に公庫と統合することによる技術的問題。事項だけ申し上げれば、いずれにしても民間からの出資があるということが大前提になりますので、①民間出資者の意見の業務運営への反映、②民間出資者の地位の保全、権利義務の保護、③出資者である政府との公平性の確保、政府だけ国庫納付を受けるというルールでいいのか。④保険業務をきちんとやるための内部留保、それから、⑤民間の拠出があっても、株式会社であっても非課税、そういうものを満たす必要があると考えていますので、以上、申し上げた5つのようなものを公庫に本当に取り込めるのかということで、政府内の調整がつく見通しは立たないのではないかと考えております。

それから、公庫は非常に国に近い「官」の性格が極めて近いと。基金のほうは、「民」の力を借りて、交付金も受けずに運用しているということで、民から官のほうへ誘導していいのかという問題もあろうかと思えます。

それから日本公庫は中小企業者分野では融資と保証向けの保険を提供しているのに、なぜ農林分野だけ公庫と基金が分かれているのかということですが、経緯について、基金のほうはもともと発足が民間の発意でできたものを順次統合してきて、現在も財務基盤は民間の力も借りてやっております。一方、公庫は官的な性格が強いということで、最終損失額の見積もりを政府からの出資としてもらうという運営をしております。こういうことで、成り立ちが非常に違っておりますので、中小と農林と、信用保険業務は単純に並ぶものではないと考えております。

次に、認可法人に戻すことはどうかということですが、選択肢ではあろうかと思いますが、けれども、これまでの経緯がありますので、認可法人に戻すということになると、それなりの理屈は要るだろうと思います。

次に、保険業務はそもそも収支相償が原則であり、多額の利益の税負担を別に懸念しなくていいのではないかということですが、過去の事故率で見積もった準備金以外にも予測を超える保険金の支払いへの準備ということで、それなりの内部留保は要ると思っています。例えば、次の中期目標期間でも、畜産や漁業関係で相当な保険金支払いが生じるおそれはあると思っています、このため利益剰余金を大臣の認可を得て、繰越積立金として計上しております。したがって、この剰余金を納税財源に充てると、基金の財務基盤が非常に不安定になると思っています。いずれにしても、基金は内部留保を確保することで、大規模な支払に備えるという、いわば「民間型」の運営を、日本公庫の内部留保を持たずに毎年度政府の増資で基盤を確保しているという、いわば「官型」に持つのが妥当かどうか、そういう疑問があろうかと思っています。

次に組織形態の過去の経緯、これは先週資料で御説明しましたので、説明は省略します。

次にガバナンス強化の具体例、今、基金が取り組んでいることですが、①民間出資者で構成する運営協議会による監視、②監理室というのを設けて計画的に内部監査、③余裕金は安全性の高い債券で運用して、委員会で四半期ごとに検証、④外部有識者を含めたコンプライアンス委員会のもとで計画プログラムをつくって執行、⑤毎月、役員懇談会で業務の適正化を図る、そういったことに取り組んでおります。最後になりますけれども、金融庁検査やガバナンスの強化、これは前回申し上げたとおり、一定のルールに基づくものであれば応じていくという考えでございます。

説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

一応我々の質問に対するお答えを頂いたことになっていますが、組織の見直しの方向性については、やや進んでいないというか、我々の意見とはちょっと違うということなのですが、まず、我々のほうから質問を。

どうぞ。

○委員 大変きちんとした形でお答え頂いて、どうもありがとうございます。

日本公庫と統合するのはなかなか難しいということについては、御事情をある程度、私個人は理解をいたしました。

そのもとで質問させて頂くのですけれども、個別のオペレーションのこともあるのですが、まずは大きなことから。ここで御回答頂いているところで、「民でできることは民で」という行革の精神があって、その点からすると、また公庫と統合するというのは、その精神に反するのではないかというお話がありました。農林漁業信用基金は、運営費交付金を使わずに運営をなさっている。しかも、半官半民と言いますか、メンバーシップ制でなさっているということを見ると、むしろ民のよさを生かして、実際に今、出資者の

方々も経営に参加されているわけですから、その点も踏まえていくと、最終的には民営化ということにもらみながら、特殊会社化をやっていく。これはちょうど商工中金さんと同じような形になると思うのですが、そういう方向があると思うのですが、その点はいかがでしょうかということ、まず確認させて頂きたいのです。

○農林水産省 まず、「民でできるものは民で」という全体の方向性から考えると、日本公庫との統合というのは方向が逆ではないかというのは、我々も全く同意見でございます。それから、民営化ということですが、「民でできることは民で」ということですから、別に民営化という方向性自体を、大きな方向性として我々否定するものではございませんけれども、現実として特殊会社化ということで、現実的な移行の姿が描けるかということは、やはり考えなければいかんのかなと。それは、個別の法人ごとに考えなければいかんと思っていますし、特に、この法人の場合は、特殊会社化ということで、2年ほど前の検討でもそういう検討をするということを指摘頂いて検討してきた経緯があって、その結果として、経営上というか、恐らく新たに課税されることとなれば利用者の負担に恐らく直結することになりますが、そういう大きな問題点があるということを我々検討の中では出てきた、こういう経緯でございまして、そこがなかなか解決されないと、正直言うところ難しいというのが我々の考えでございます。

○座長 課税が原因だとすると、過去の事故率により見積もった責任準備金以外にも通常の前測を超えた保険金等の支払いに当然備える必要はありますね。民間の保険会社でも、保険会社は今形態がたしか2つあったと思うのですが、その場合でも、それに対する積み立てしているわけですから、当然特殊会社に移行されても、それなりの措置はむしろとらないといけないので、そうすれば利益が出るからいけないということには、なかなか利益が出るという状態にならないのではないのでしょうか。それはシミュレーションをしないと分かりませんが、通常の運営をして、あるいは還元するという考え方からすれば、今の会計基準上でたまたま利益が出ているということではないかと思うのですが、そこら辺、もしここまでおっしゃるのであれば、もう少し具体的なデータを積み上げた説明をして頂きたいです。

○農林水産省 昨年来の検討の過程で、とにかく非課税という取り扱いができないかということで、特殊会社化を前提に我々は検討もしておりましたし、それから税務当局とも調整をしておりました。その中で非課税という取り扱いができないかということで、いろいろ御議論させて頂いて、最後まで結論が出たわけではありませんが、正直に言うと難しいという状況であったということでもあります。

民間の場合は、保険会社、基本的には当然課税という扱いを受けながらも、いろいろな非課税の特例みたいなもの、例えば損金算入の特例とか、そういうのはあると承知していますし、例えばそういうふうに税金を圧縮する可能性がゼロかと言えば、それはゼロではないかもしれません。ただ、この税金の問題というのは、法人税だけではなくて、例えば所得税、基金の場合は非常に大きな財産的基盤を当然持っておりますので、利子がかかり

ますし、普通であればそこに源泉徴収というのがかかってまいります。それから、当然地方税は地方税でかかってくる。

こういういろいろな税目があつて、実務的な話をして申しわけないのですが、例えば税金上の折衝をしているとどうなるかということ、まず法人税で非課税の扱いをとれるかどうかによって、それに引き続く所得税だとか、地方税の扱いも全部180度違って参ります。法人税で、今の法人税の別表一なり別表二に位置づけられて、基本的に非課税というステータスがあれば、所得税とか法人税も、今までの継続で話ができるのですが、仮にそこが抜本的に崩れますと、それは所得税とか、地方税も含めて、それもゼロベースでやはり話をするということになりますし、そうすると、我々としては、そこまで議論したわけではありませんけれども、通常ベースより税金を圧縮する可能性が、もちろんゼロとは言いませんけれども、やはり通常の民間ベースを議論にどこまで圧縮できるかという議論にならざるを得ないし、それが今のインパクトを考えると、少々圧縮できたとしても、やはり相当の業務へのインパクト、それから反射的には利用者へのインパクトがあるのだらうと考えざるを得ないかなと思っております。

○座長 どうぞ。

○委員 不可解だと思ったのは、今のお話と関連するところですが、極端に言えば、明日からいきなり特殊会社になれというわけではないということだとすれば、しかるべきソルベンシーマージン比率が確保できるようなレベルにまで、独法なのか、何なのか分かりませんが、非課税になるような組織形態のもとで積んでおいた後で、これ以上大きな支払いが生じない限りにおいては、収支相償でいいというような時期に入った段階で課税されてもいい。そうすれば、収支相償でやっているのだから、そもそも法人税で課税される対象所得がないと。そういうことで、そもそもそういう課税でそれが支障になるという問題は起こらない。だけれども、やはりまだ農業事業者なりが損害を受けて、それによって保険の支払いが発生して、積立金を取り崩すということになった場合に、またここから再び積み上げていかなければいけないといった場合に、これは繰越欠損金の繰り延べによって税金を払わなくてよいという適用を受ければ、法人税も翌年から仮に利益が出て、積立金をまた増やすことになるとしても、支払い超過になったときの赤字を用いて税金を負担しなくていいという、そういうフェーズに入れるのではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。

○農林水産省 正直申し上げまして、きちっとしたどういう特例がとれるか分かりませんし、きちっとしたシミュレーションをやっておりませんので、突っ込まれても何とも答えようがありません。

もう一つ申し上げておきたいのは、この税金の問題で考えておかなければいけないのは、公平性の問題があると思っております。それはどういうことかと言いますと、今、我々の農業の信用保証制度というのは、半官半民とはいえ、これは公的な保証制度と位置づけられておまして、それは今日、お話も出ていますけれども、公的保証制度というのは、中小

の制度と我々の制度と2つあるわけでございます。結局同じ公的保証で、ある意味、同じ事業上、非常に厳しい人に対してある意味公的に信用補完をしている、こういう制度が世の中に2つあって、今であればそこは非課税の措置ということで一応並んだ扱いを受けていますので公平になっているのですけれども、それが片方だけは課税されるということになると、これは恐らく制度の利用者にとっても全く受け入れられない話になる可能性があるということです。そういう話をした途端に、制度の利用者にとっても受け入れられる話になるかという、それはならないのではないかと、こう考えています。

○委員 農業、漁業と林業と枠組みが違うということは承知した上で、まず農業、漁業の話ですけれども、いわば再保険的なものなわけです。要は、農業・漁業信用基金協会がまずダイレクトに融資に対して保証する。それに対して、この独法が保証保険をかけるという、いわゆる再保険的な、そういうやり方でやっていらっしゃる。そのときに、林業は置いておきますけれども、農業、漁業に関しては、保証しているといっても、ダイレクトに保証しているわけではなくて、日本公庫も似たような形で、いわゆる信用保証協会に対する事実上再保険的な形で信用保険をやっている。その枠組みと、経緯がいろいろ今までの経緯だったから、そういう半官半民みたいな感じになっているということではあるのですけれども、そのあたりの農業、漁業は、他の業種とは違う形の保証の仕方になっているところと、今回の基金の組織形態の今後のあり方というところの対応関係で、どういうように考えていらっしゃるかというところはどうでしょうか。

○農林水産省 農業、漁業の場合は、どちらかと言えば、事業のやり方そのものは中小の信用補完制度と近いと思います。それはどういう意味においてかということ、各県に元受けをする。実際保証する保証機関が各県ごとにあって、それを全国でリスク分散するための、上部団体というかは別にして、2段階になっている。そして、上部団体が保険という形で保証のリスクを分散している。こういう意味においては一緒であります。一緒であるからこそ、同じような公平性の目で見られると、こういうのはあると思います。林業は別だと思えます。

○委員 悩ましいのは、私もこれが唯一の答えだという確たるものを持っているわけではないですが、1つは、信用保険という再保険的なものは国の仕組みだと。それが要は中小企業のほうはそうなっているわけです。だから、その信用保険の部分について、財務基盤の強化については、政府の増資によっていると。だから、当然ながら特殊会社で、かつ、いわゆる政府関係機関として日本公庫があってという位置づけで、かなりピュアな政府の組織という形になっている。だからこそ非課税という話もできるし、そういう政府の出資というところでコントロールできるというわけですけれども、民間にも出資を仰ぐという意味では、私はこれは悪くないと思っているのですけれども、そこはそれで一つのやり方だとは思っているのですけれども、だからといって、独法のままでいいかということになったときに、微妙なそごというか、むずがゆかさというか。

○農林水産省 おっしゃられる大きな方向性として、例えば極端な議論を致しますと、日

本公庫というのは恐らくもうベクトルで言えばもう官業そのものだと我々は思っています。政府出資100%、予算は国会議決、それから事実上利益が出れば国庫納付、将来の赤字に備えて出資、これは官業そのもの。それから、片や対極に民間というのがあるとして、そのどちらだという御質問にも聞こえるのですけれども、では信用基金はどうなのだと聞かれれば、それは本当に中間的な組織としか言いようがないのですが、いわゆる民間的なメンバーシップという性格があるという、これは事実としてあります。だけれども、純粹にメンバーシップの民間組織と言われればそうではないわけです。公的なゆえん、要はそれが民間的な色合いと官業的な色合いのどちらもあわせ持って、しかもそれを調和させているわけです。例えばメンバーシップ組織とはいえ、メンバーシップになる必要はあるのですけれども、メンバーシップ制というのは、ある意味開かれたオープンなメンバーシップ制、要は農業者も、林業者もそうですし、漁業者もそうですけれども、県の基金協会に加入するのですけれども、加入したければ誰でも加入できるわけです。加入をして制度を利用するというのもできるわけでございます。

だから、確かにメンバーシップ制で、片や民業に見える。片や、でも純粹な民間でないというのは、それはおっしゃるとおりです。そこをうまく折り合いをつけながら、うまく調和させながら作っているのが、今の制度ということでありまして、それをどうすべきか。確かにもうどちらかに寄っていかなければいけないというお考えは、それはそれで、もしかしたらあるのかもしれないけれども、我々としては、技術的な問題も含めて、官に寄っていくというのは方向性としてどうかと思います。ただ、民に寄っていくというのは、これはもう本当に技術的な課題があつてなかなか難しいということで、今の調和された世界ではだめなのかなというのが正直な思いということでございます。

○座長 今のはかなり技術論的な話な気がしますけれども、事務局、何か補足はございますか。

○事務局 このお話、公庫との統合とか、あるいは特殊会社化とか、ベクトルが大きく角度の広い話なものですから、見取り図的に幾つか御質問させて頂きたいのです。

むしろ政策金融課に御見解を伺いたいののですが、先ほど一連のご説明の中で、統合にメリットなしというようなお答えもあったのですが、今、信用保険業務が農林・漁業に及んでいないことについては、オールジャパンとして、それで適正なのか、そういう形であることが合理的なのかというのが1つです。

民でできることは民で、だから政策公庫に統合すべきでないというお話があったのですが、そうすると、これも逆に中小信用保証制度というのは、今のように官業でこれからも未来永劫やっていくということが正しいのかというのが第2点目でございます。

多分、そこら辺が後ろから引っ張っているから、メンバーシップであるにもかかわらず、そこは公平性をとらなければいけないから、免税措置が必要だというような議論になるのではないかなと思うので、その2点を教えて頂けますか。

○財務省 1点目、信用保険制度が農林・漁業を含んでいないことについてという御質問

かと思えますけれども、これは、こちらの農林漁業信用基金のほうで農林・漁業をやって、それ以外の部分については、日本公庫でやるということで、それはそういうデマケとしてそういう整理がされていることでもありますので、同じく農林・漁業のほうについて、両方でやるというような制度になっていないというのも一つの整理の、物の考え方なのではないかと思えます。

2番目の御質問で、日本公庫の行っている保険制度について、官でやっていくのが正しいのか、民営化できないのかという御質問であります。今、御質問頂いたので、そういったことについて、我々、具体的に検討してきたわけではないので、経緯的なことだけ申し上げれば、これまでの累次の行革の中で、むしろ独立行政法人の今回の検討の前に政策金融改革が行われて、政策金融機関としてそれぞれ行われてきた公庫を統合するというような形で、5年ほど前に今の日本公庫が成立したという結果であります。その段階において、今の株式会社化された日本公庫という形で業務を行うということで、行革の中でも一旦御整理頂いたと、経緯的にはそういうように理解をしております。

○事務局 今のはあまりお答えになっていないような感じがするのですが、最初のお答えですと、たまたま別組織でやっているだけですということだと、一緒にしてもいいではないかという議論になってしまうわけですね。一緒にしてもいいではないかという議論のときに、片や官業でやるとのと、今のように民業でやるのと大きく違いますという話になっていると、官業でやっている部分は引き続き官業のままでいいのですかというところに、堂々めぐりに戻ってきてしまう感じがするのです。そのところは、経緯はこうです、現実はこのとおりのものが正しいということではなくて、もう少し整理が必要なのではないかと思うのです。

○財務省 今、御指摘も頂いたので、引き続き事務的に検討させて頂きたいと思えます。

○座長 どうぞ。

○委員 どういう形でやるかというときに、もちろん私もメンバーシップというのもありだと思えるのです。それがいい、悪いということではなくて、ただやはりそれを貫いてやっていくのであれば、それに伴う共通のルールに基づく負担というもの、それが多くなるか少なくなるかは実際問題分からないところがあると思えますけれども、必要になってくるのではないかと。

ですから、これまでいろいろな経緯があって、半官半民の独法という形になって、それである意味、いいところ取りと言うとちょっと失礼かもしれませんが、そういう扱いになっていたけれども、やはり平たくいい方向を探って見直していくということで御検討頂けないかと思えます。同じような質問の繰り返しで申しわけないのです。

○座長 いずれにしても、いろいろギリギリした議論からすれば、今、言われたようなことも分からないわけではないのですが、やはり方向性として、特殊会社化という方向も一旦打ち出されたのでありますから、それを無視しないというのであれば、やはりもう少し具体的な中身に入るか、あるいは本当にほかの制度論としてギリギリと整理してできない

というか、どちらかだと思っております。いずれにしても、今、事務局から御質問があった点、あるいは我々これから追加で申し上げる質問を事務局を通じてやりますので、再度御検討を賜りたいと思います。

○農林水産省 最後一言だけよろしいですか。

○座長 どうぞ。

○農林水産省 前回は申し上げて、前回のヒアリングのときからずっとやらせて頂いていまして、要するに、結論として何にチャレンジしたかという、今の信用基金の業務の中身は変えずに、ただガバナンスのところは会社法の仕組みを当てはめる、それができないのか、宿題としてそういうことだったのかと思っています。そこはチャレンジしてみますということで、今日まで本当に法案もつくって努力をしてきたわけです。

ただ、チャレンジしてみますというときには、例えば民間出資者に議決権は与えないとか、そこは国が判断するとか、非課税措置は維持すると、そこはボトムラインとして維持したいという、そういう設計を目指してきたところ、ボトムラインが守れない。今までやってきたところで、そのフェーズに今突き当たっているということで、したがって、先ほど御質問があった、税でもっていろいろ工夫できないのかというのは、実はボトムラインが破られてしまった先に、ではどこまでが許容範囲なのかという、我々にとっては次のフェーズ、最初にもらった宿題とはもう次のフェーズのことなのかという、頭の整理として最後に申し上げさせて頂くと、そんな気がしております。

○座長 前回の見直しの方向性がどこまで具体的に、今おっしゃったような理解でいいのか、そこで言っている特殊会社化というのが今おっしゃったような暗黙な、あるいは非公式のボトムラインを維持するというような申し合わせがあったのかどうか私は承知しておりませんが、今の話は承ったということにしておきたいと思っております。

どうぞ。

○委員 過去の経緯では、つまり独法になる前は、民間の法人だったのであれだと思っておりますけれども、今は独法で、それがあからなのかと私は理解しておりますけれども、かつての農林漁業金融公庫、日本公庫に入っている日本公庫からの農林・漁業者に対する融資についても、この農林漁業信用基金を通じて保証の恩恵を与えているということになっているのですか。そこはもう外しているのですか。

○農林水産省 一部、日本公庫から転貸という形で民間金融機関を通じて資金が流れるというケースと、もう一つは委託貸しというのがあるのですけれども、委託貸しの場合は、民間金融機関は基本的にリスクを負いません。公庫の委託を受けているからです。その場合は、当然公庫がリスクを負担しますし、この信用保証の対象になることはありません。そのほかに形はちょっと似ているのですが、転貸というのがある、転貸の場合は、リスクはどうなるかという、貸すのはあくまで融資機関のほうになりますので、融資機関のほうはそのリスクに対してこの保証を使うということはありません。

以上です。



○委員 そのリスクを、本当はもともと転貸なのだから、今ある種ひもづけられているようなものなのです。もとは日本公庫から来ているお金ということなので、政府の関与の仕方としては過剰なのではないか。つまり、日本公庫を低利で貸すというところで、政策的な恩恵を最初に与えているお金なわけです。民間の農協とか、そこがほかから資金を得てくれば、そこは政府に何の関与もない形で資金を得て、農林漁業者にお金を貸すという、そういう形ならば、そこに対して保証を与えるとか、そういうような政策的な配慮というのはあるかもしれませんが、まず最初のお金の出どころが日本公庫から出ている、そこは国債、ないしは財政融資、要は低利で資金調達ができているという意味で、政府の関与による恩恵がまず出発のお金として与えられている。それに加えて、言い方は悪いけれども、これを右から左にお金を流して、その事業者にお金を貸すことにしたときに、またそこで信用保証を、結局は公的な関与のある形の信用保証を与えているということになると、二重の政府の関与ということになる。

○農林水産省 あくまでも、ある意味、低利長期の恩恵を受けているのは融資機関ではなくて、借り入れている農業者が、言ってみればその恩恵を受けているということです。融資機関自体は、直接恩恵を受けているわけでも当然ありませんし、保証自体は、融資機関に対して、何か事故があれば代弁が行われるということで、それは融資機関のリスクを肩代わりしていると。そこは、直接かぶっておりませんし、重複して何かしているということではないのかなと思っております。

○委員 今の話なのですが、日本公庫は政策金融機関ですね。そこが負うべきリスクを、基金さんが肩代わりをなさっている格好になっているので、そこはやはり二重というか、本来であれば、日本公庫がとるべきリスクなのではないかというのが今の趣旨だと思うのです。

○農林水産省 あくまでも公庫がリスクを負う場合は、保証は使えないということでありまして、融資機関がリスクをとる場合にしか、そのリスクにしかこの保証は使えないというふうに整理をしております。

○座長 時間が超過しておりますので、後ほど、今の点も含めて、事務局あるいは我々の追加の質問をさせて頂きたいと思っております。場合によっては、追加的なヒアリングをもう一度お願いすることもあるかと思っておりますので、その際はよろしく御協力をお願いしたいと思います。

それでは、とりあえず今日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れ様でした。

(農林水産省、農林漁業信用基金 退室)

○座長 それでは、もう少しですが、次に事務局より、先日会計検査院から内閣に送付されました「平成24年度決算検査報告」のうち、新聞等で報道されました日本高速道路保有・債務返済機構に関する指摘につきまして、説明をお願い致します。

○事務局 11月7日に、会計検査院が25年中に実施した24年度の歳入歳出決算等の検査結

果等を取りまとめた「平成24年度決算検査報告」を作成し、内閣に送付いたしました。この中で、独立行政法人の業務についても指摘がなされております。会計検査院が指摘した独立行政法人に係る事項、日本高速道路保有・債務返済機構の高速道路事業用地が有効利用されていないことについての指摘が新聞等で取り上げられておりますので、私から簡単に御説明致します。

会計検査院の指摘の高速道路に係る固定資産につきましては、機構が承継し、その管理は道路会社において実施することとされております。こういった施設の中で、「施設を整備するために取得した用地のうち、整備予定がなく有効利用もされていないもの」というので、35件指摘がなされております。これは、公団民営化の議論等を踏まえたコスト削減の一環として、施設規模を縮小したり、施設の整備を先送りしたりしたことなどによって、その用地の整備予定がなかったもの等でございます。また、もう一つ、「用途を廃止した本線及び施設の用地のうち、整備予定がなく、有効利用もされていないもの」、こちらが24件指摘されております。これは、かつて本線等として供用されていたが、高速道路の線形改良やインターチェンジの移設等により用途を廃止したものでございます。

国土交通省から聞きましたところ、この59カ所のうち43カ所については、さらなる有効活用を図る方針とっております。残る16カ所に関しては、有効利用が困難なことから売却手続に入る方針と聞いております。

また、会計検査院から、機構は保有する資産の見直しを行うこととされているのに、保有する高速道路事業用地について、管理している道路会社から整備予定、利用状況等について報告を求めているという問題点を指摘されております。

これに関しましては、通知を出しております。検証体制として、国、機構、高速会社からなる連絡調整会議を発足させ、10月11日に第1回を開催しているということでもあります。また、用地利用状況を高速道路機構へ毎年各社が報告するよう機構から既に通知をしております。

当事務局といたしましても、独法が行いますこういった保有資産の見直しは重要であると考えておりますので、国土交通省の取り組みを注視していきたいと考えています。

以上でございます。

○座長 分かりました。

以上をもって、本日のヒアリングを終了いたしました。本日のヒアリングを踏まえまして、各法人の主要論点について、本ワーキング・グループとしての現時点の意見は、これから申し上げますとおりですので、確認をして頂きたいと思っております。

1点、国民生活センターにつきまして、組織形態については、一応現在の案におきまして、独立行政法人という方向で見直すということですが、独立性や柔軟性、機動性確保の観点から、独法でなければいけない理由をさらに整理した上で、その方向で検討を求めたいと思っております。

相模原研修施設につきましては、施設利用の必要性、長期を含めたコスト面の比較等を

精査した上で、研修施設の利用を検討するという点で、これも他の委員からも御指摘頂いたように、過去の実績との比較だけではなくて、長期的な観点で真に効率性の余地がないかどうかという点も含めて精査をしていくということでもあります。

国交省の奄美群島振興開発基金につきましては、とりわけ経営改善を図るための対策や組織形態につきましては、当面の間は金融庁検査の導入や、内部ガバナンスの高度化とリスク管理体制の強化を行うことは必要でありますので、さらなる経営悪化を防ぐための体制整備を求めてまいりたいと思います。また、奄美群島振興開発基金の政策実施機能をさらに向上させるため、将来的には日本政策金融公庫との統合も視野に入れ、組織の見直しを行うよう求めてまいりたいと思います。

3番目の海技教育機構と航海訓練所の統合についてでございます。現在、別々に座学と実習訓練が行われているわけですが、これを一体的とし、より質の高い教育訓練や効率的な船員養成が円滑かつ効果的に実施できると考えられるところから、海技教育機構と航海訓練所を統合する方向で検討を進めてまいりたいと思います。

農林漁業信用基金につきましては、日本政策金融公庫との統合、特殊会社化を含め、組織のあり方について農林水産省及び関係省庁に検討を求めてまいりたいと思います。

以上で御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では、このとおりお認め頂いたものとしたと思います。

本日の会合はこれで終了したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。